

## 公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

### I 基本的事項

#### 1 事業の概要

特別会計名：水道事業会計

事業名	水道事業会計（上水道事業）		
事業開始年月日	昭和31年3月1日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名	弟子屈町	職員数（H24. 4. 1現在）	4名
構成団体名			
健全化判断比率の状況	□財政再生基準以上 □早期健全化基準以上 □経営健全化基準以上（年度）		
	計画期間：		

- 注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。
- 2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。
- 3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
- 4 「職員数」欄には、平成24年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。
- 5 「健全化判断比率の状況」欄については、平成20年度又は平成21年度の決算において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックするとともに、当該年度を（ ）内に記入すること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

#### 2 財政指標等

資本費	122.79（21年度）	財政力指数	0.226（22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨時債振替前）	（年度）
経常収支比率（％）	88.4（21年度）	実質公債費比率（％）	16.7（22年度）
		将来負担比率（％）	153.3（21年度）

- 注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。
- この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。
- なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。
- また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。
- 2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないよう留意すること（ただし、資金不足比率については、注4に該当する年度の率を記入すること。）。
- 3 財政力指数（臨時債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。
- 4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、平成20年度又は平成21年度の決算において地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。
- 5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

#### 3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
[合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： ]

- 注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
- 2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
- 3 □にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

#### 4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業健全化計画
計画期間	平成24年度から平成28年度
計画策定責任者	弟子屈町長 徳永哲雄
既存計画との関係	公営企業健全化計画（平成19年度から平成23年度）
公表の方法等	広報、ホームページ、議会への報告予定
基本方針	経営健全化に向け、経営基盤の強化にあたり水道事業の統合を推進し、安全、安心な水供給に努めていく。経営基盤の強化については、適切な建設投資による老朽施設の改修や災害対策を進める。水道料金については、適正な原価を基礎とし、一層の経営努力により独立採算性の基本原理に基づき経営を進める。なお、議会の議決要件に該当する事項はない。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
				旧運用部：年利6.3%以上 旧簡保：年利6.5%以上 旧公庫：年利6%以上	
				うち年利7%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	19,105.8			19,105.8
	補償金免除額	3,418.4			3,418.4
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

- 注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。
- 2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること)。
- 3 後期に計画を提出する場合で、既に前期に承認された繰上償還希望額がある場合には、参考値として当該額を該当欄に( )書きで記入すること。

6 平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成24年度末残高)	年利6.3%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債	水道事業	19,105.8			19,105.8
合 計 (A)		19,105.8			19,105.8
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		19,105.8			19,105.8

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成24年度末残高)	年利6.5%以上 (平成24年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成24年度9月期残高)	年利6%以上 (平成24年度9月期残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
※ 上記のうち 一般会計負担分 (再掲)					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

- 注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成24年度以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。
- 2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。
- 3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)も含むが、その場合には、それらを「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。
- 4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

## II 財務状況の分析

区 分	内 容																		
財務上の特徴	<p>料金収入は、人口の減少、官公庁の撤退、商店及び事業所の閉鎖により、ここ数年、毎年減少している。この傾向は今後も続くと思われ、収入増は見込まれない。また、弟子屈町は、山間部に位置しており、上水道の弟子屈市街への給水は、2箇所の水源と浄水場から送水しており、簡易水道は3箇所からなり、川湯簡易水道の川湯温泉市街への給水は、2箇所の水源、1箇所の浄水場から、美留和簡易水道、屈斜路簡易水道はそれぞれの浄水場から給水している。水源が豊富なことから、4箇所の浄水場にはそれぞれ別々の水源から送水している。これらから、1箇所当たりの浄水場、水源に対する負担は軽減され、災害等の緊急時は、対応方法を選択することが出来る。しかし、維持管理には、担当職員の負担が多く、費用負担の軽減は難しい。</p>																		
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 667 608 723">課題 ①</td> <td data-bbox="608 667 1457 723"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 723 1457 835">簡易水道の浄水施設、機械設備の更新が遅れていることから、計画的優先順位づけにより逐次更新整備をする必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 835 608 891">課題 ②</td> <td data-bbox="608 835 1457 891"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 891 1457 1003">老朽管の更新及び耐震化に早急に取り組む必要がある。財政状況を考慮しつつ逐次整備を進める必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1003 608 1059">課題 ③</td> <td data-bbox="608 1003 1457 1059"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1059 1457 1171">平成11年度に水道料金改定以後、水道料金は改定されていないが、今後の経営状況によっては、適正な料金改定を検討する必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1171 608 1227">課題 ④</td> <td data-bbox="608 1171 1457 1227"></td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="403 1227 1457 1339">全体的な維持管理費の大幅な削減は難しい状況となっているが、更なる経費の見直しを行い、健全経営を行っていく必要がある。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1339 608 1395">課題 ⑤</td> <td data-bbox="608 1339 1457 1395"></td> </tr> </table>	課題 ①		簡易水道の浄水施設、機械設備の更新が遅れていることから、計画的優先順位づけにより逐次更新整備をする必要がある。		課題 ②		老朽管の更新及び耐震化に早急に取り組む必要がある。財政状況を考慮しつつ逐次整備を進める必要がある。		課題 ③		平成11年度に水道料金改定以後、水道料金は改定されていないが、今後の経営状況によっては、適正な料金改定を検討する必要がある。		課題 ④		全体的な維持管理費の大幅な削減は難しい状況となっているが、更なる経費の見直しを行い、健全経営を行っていく必要がある。		課題 ⑤	
課題 ①																			
簡易水道の浄水施設、機械設備の更新が遅れていることから、計画的優先順位づけにより逐次更新整備をする必要がある。																			
課題 ②																			
老朽管の更新及び耐震化に早急に取り組む必要がある。財政状況を考慮しつつ逐次整備を進める必要がある。																			
課題 ③																			
平成11年度に水道料金改定以後、水道料金は改定されていないが、今後の経営状況によっては、適正な料金改定を検討する必要がある。																			
課題 ④																			
全体的な維持管理費の大幅な削減は難しい状況となっているが、更なる経費の見直しを行い、健全経営を行っていく必要がある。																			
課題 ⑤																			
留意事項																			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。



(単位:百万円, %)

年 度		平成19年度 (計画前5年度)	平成20年度 (計画前4年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前々年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )					
資 本 的 収 入	1. 企 業 債	104	181	25	15	9	47	54	45	50	43
	資本費平準化債										
	2. 他 会 計 出 資 金	2	2								
	3. 他 会 計 補 助 金	5	5	15	18	11	7	6	7	7	8
	4. 他 会 計 負 担 金										
	5. 他 会 計 借 入 金										
	6. 国 ( 都 道 府 県 ) 補 助 金										
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金										
	8. 工 事 負 担 金										
	9. そ の 他						5				
	計 (A)	111	188	40	33	25	54	60	52	57	51
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)										
	入 純 計 (A)-(B) (C)	111	188	40	33	25	54	60	52	57	51
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	144	78	52	44	42	59	73	62	63	64
	うち職員給与費										
	2. 企 業 債 償 還 金	72	187	55	67	68	90	73	69	67	53
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金										
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金										
5. そ の 他											
計 (D)	216	265	107	111	110	149	146	131	130	117	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	105	77	67	78	85	92	84	75	72	64	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	62	64	65	76	83	91	82	73	70	62
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額										
	3. 繰 越 工 事 資 金										
	4. そ の 他	43	13	2	2	2	1	2	2	2	2
計 (F)	105	77	67	78	85	92	84	75	72	64	
補 填 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)											
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)											
企 業 債 現 在 高 (H)	889	882	852	800	741	698	678	653	634	622	

## (2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成19年度 (計画前5年度)	平成20年度 (計画前4年度)	平成21年度 (計画前3年度)	平成22年度 (計画前々年度)	平成23年度 (計画前年度)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
区 分		( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 )	( 決 算 見 込 )					
収 益 的 収 支 分	うち基準内繰入金	4	6	7	3	4	3	3	3	3	3
	うち基準外繰入金	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3
	計	5	8	9	5	7	6	6	6	6	6
資 本 的 収 支 分	うち基準内繰入金	7	7	16	15	11	7	6	7	7	8
	うち基準外繰入金	3	7	16	15	11	7	6	7	7	8
	計	10	14	32	30	22	14	12	14	14	16
合 計	11	13	23	18	15	10	9	10	10	11	

## (3) 経営指標等

(単位:%)

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	100	104	101	102	102	101	101	101	101	101	
資本費 (円又は%)	101	123	122	128	127	125	122	117	116	116	
総収支比率(法適用) (%)	107	101	105	105	105	104	108	110	111	111	
経常収支比率(法適用) (%)	107	101	105	105	105	104	108	110	111	111	
営業収支比率(法適用) (%)	126	116	115	116	113	115	116	119	119	119	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分 (%)	4	4	4	4	4	4	4	4	4	
	うち基準内繰入金 (%)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
	うち基準外繰入金 (%)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	資本的収入分 (%)	5	2	39	48	43	18	10	14	13	15
	うち基準内繰入金 (%)	5	2	39	48	43	18	10	14	13	15
	うち基準外繰入金 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入 (又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡) = 給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	水道料金は、能率的な経営における適正な原価を基礎として、健全な経営を確保するものである。料金の原価は、営業費、支払利息等の経営に要する経費、減価償却費等の内部留保資金を留保し得る料金とするものである。料金収入については、今後、わずかではあるが、減少の見込みである。
2 他会計繰入金の見込み	基準外繰入金については、減少していく。また、基準内繰入金については、今後、起債償還額は減少するが、交付税算入が見込まれる起債償還額が増加することから繰入金も増加を予定している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	簡易水道浄水場の施設について、耐震化を含め年次計画により更新を予定している。資産売却についての予定はない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	収支については、若干の減少が続くと予想される。今後、農業用水道の法適用化を予定しており、収支見通しが変更となることが予想されるが、具体的な実施年度については未定である。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み  
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
  - ② 他会計繰入金の見込み  
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
  - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み  
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
  - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの  
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

#### IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理		<p>従前の経営健全化計画においては、6名体制で進めることとしていたが、平成21年度に1名、平成22年度に1名を削減し、現在4名で管理業務を進めており、今後においても4名体制を維持しつつ業務を進めていく予定。</p>
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方		<p>職員の評価制度の導入を検討しており、職員の意識改革を図るために人事評価制度を導入し、より効率的な行政運営を進めていくこととしている。寒冷地手当を支給しているが、減額して支給を行っている。</p>
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方		<p>該当なし</p>
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		<p>退職時における特別昇給は廃止済み。</p>
◇ 福利厚生事業のあり方		<p>町に準じ、北海道市町村職員共済組合、北海道市町村職員福祉協会等に係る積立金、貸付金等について、福利厚生事業に伴い払い込みしている。(従来と特に変更はない)</p>
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	④	<p>現状の水道業務における維持管理費の縮減については、ほぼ完了しており、今後は一層の経営効率化に向けた委託業務の導入や、平成25年度以降に予定している組織見直しによる業務の効率化(グループ制を予定)を進めていく。また、本町の特色でも温泉給湯業務の維持管理業務と合わせ、効率的な維持管理ができるよう検討・実施を進める。 なお、維持管理費については引き続き見直しを行いながら縮減についての取組を実施していく。</p>
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		<p>水道行政については、技術職員の退職による技術の継承が難しくなっていることが従来より指摘されているが、本町においても同様の状況となっており、施設(浄水場、配水施設等)の維持管理については今後委託業務として民間事業者のノウハウを取り入れることとしている。</p>



#### IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体においては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	③	特に、料金水準が低いわけではないが、今後の収益等を勘案しながら料金改定が必要と思われる場合については、適正な料金改定を検討する。
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		
○ 行政評価の導入		行政評価については、平成24年度より実施されている「第5次弟子屈町総合計画」において導入・運用していくことを定めており、現在、平成23年度の事業評価を全庁において実施している。今後、行政評価の運用に向けて評価制度を確立しつつ、水道行政についても効率的な行政運営を進めていく。
4 その他	①・②	水道施設の老朽化対策及び耐震化対策については、早急に取り組んでいく必要があることから、必要性の高い施設から順次計画的に整備を進め安心、安全な水道水の供給を進めていく。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	人件費の低い職員の配置、維持管理業務の委託、他事業会計との連携による業務の効率化などにより削減を進めていく。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	経営の効率化については、維持管理費の削減に取り組み、平成21年度決算額においては25,756千円であったが、平成23年度決算においては20,910千円と4,846千円の削減となっており、今後も更なる経営の効率化を図るため、現在釧路市に委託している水質検査を民間に変更する等、委託業務の見直しなどを行い、更なる経営の効率化を進めていく。 なお、繰越欠損金は発生していない。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	一般会計からの基準外繰出しは減少しており、今後も繰出しを予定している事業はないことから解消となる。
4 その他	収入の確保として、未収金の徴収対策として現在実施している納付誓約、給水停止を引き続き実施する。経費の削減として、外部委託している修繕等について、部品調達により、出来る限り直営で行ない経費削減を図る。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業【延長計画策定団体】

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

区分	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度)	平成22年度 (当初計画第4年度)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画前年度)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画初年度)	平成25年度 (延長計画第2年度)	平成26年度 (延長計画第3年度)	平成27年度 (延長計画第4年度)	平成28年度 (延長計画第5年度)	延長計画合計
	累積欠損金 比率	当初計画の目標値 (実績値)													
		延長計画の目標値													
	企業債現在 高	当初計画の目標値 (実績値)		892	894	873	840	806							
		延長計画の目標値	858	889	882	852	800	741		698	678	653	634	622	

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)													
	4	未収金の徴収対策	2												
		改善効果額		1	2	3	4	5	15						
		一般会計負担金の額													
		改善効果額 (負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額 (収入増額)													
		その他 ( )													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
	1	職員給与費の適正化	36	36	36	36	36	36	36						
		職員給与費 (退職手当以外)													
		改善効果額		0	0	0	0	0	0	0					
	給与水準		36	36	36	36	36	36							
	改善効果額		0	0	0	0	0	0	0						
	その他 ( )														
	改善効果額														
4	維持管理費等	35	34	34	33	33	33	33							
	改善効果額 (適正化)		1	1	2	2	2	2	8						
	工事コスト														
	改善効果額 (縮減額)														
	その他 ( )														
	改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									23						

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	【収入の確保】														
		料金改定率													
		改善効果額 (料金の適正化)													
		未収金の徴収対策													
		改善効果額													
		一般会計負担金の額													
		改善効果額 (負担金の確保等)													
		資産の有効活用													
		改善効果額 (収入増額)													
		その他 ( )													
		改善効果額													
	【経費の削減】														
	1	職員給与費の適正化							35		34	34	34	34	34
		職員給与費 (退職手当以外)													
		改善効果額								1	1	1	1	1	5
	給与水準							35		34	34	34	34	34	
	改善効果額								1	1	1	1	1	5	
	その他 ( )														
	改善効果額														
	維持管理費等														
	改善効果額 (適正化)														
	工事コスト														
	改善効果額 (縮減額)														
2	その他 (水質検査コストの削減)							4		3	3	3	3	3	
	改善効果額								1	1	1	1	1	5	
延長計画改善効果額 合計									A					10	
普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額									B						
									A + B					10	
<参考>延長計画補償金免除額 (旧資金運用部資金)														4	

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち水道事業会計に加算する額 B」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること (ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。 )。

(1) 水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

② 経営状況

	平成19年度 (計画前5年度) (決算)	平成20年度 (計画前4年度) (決算)	平成21年度 (計画前3年度) (決算)	平成22年度 (計画前々年度) (決算)	平成23年度 (計画前年度) (決算見込)	平成24年度 (計画初年度)	平成25年度 (計画第2年度)	平成26年度 (計画第3年度)	平成27年度 (計画第4年度)	平成28年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
年間総有収水量 (千m)	714	689	685	682	675	675	675	675	675	675
公称施設能力 (m/日)	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450	6,450
1日最大配水量 (m/日)	3,920	3,781	3,946	3,554	3,559	3,550	3,550	3,550	3,550	3,550
最大稼働率 (%)	61	59	61	55	55	55	55	55	55	55
供給単価 (円/m)	218	226	218	218	218	218	218	218	218	218
給水原価 (円/m)	219	217	218	214	218	216	216	216	216	216

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記入すること。

本町の水道事業については、1つの上水道事業、3つの簡易水道事業について認可を受けているが、経営上は既に統合されており同一会計において運営している。今後については、一般会計で運営している農業用水道事業を簡易水道事業へ統合するため資産評価・整理を行い平成28年度を目途に統合を進めていく予定としている。資産評価・整理等については、平成24年度から順次進めていくこととしている。